



鳥取県公報

平成 26 年 3 月 28 日 (金)
号外第 38 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(24) (障がい福祉課) 3
- 鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (25) (〃) 25

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部が改正され、共同生活介護が共同生活援助に一元化されることに伴い、共同生活援助の設備及び運営に関する基準を見直す。

2 規則の概要

- (1) 共同生活援助における世話人の人数の基準を利用者の数を6で除した数以上（現行 利用者の数を10で除した数以上）とする。
- (2) 個別支援計画に基づき、受託事業者により適切かつ円滑にサービスが提供されるよう、必要な措置を講ずること等の共同生活援助における外部サービス利用型事業所のサービスの提供に係る基準を加える。
- (3) 「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める等の所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成26年4月1日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。

◇鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 指定障害者支援施設の基準について、就労継続支援B型を提供する場合の個別支援計画の見直しを6月ごと（現行 3月ごと）に緩和する。
- (2) 従業者の配置の最低基準を定めた規定中、「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める等の所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成26年4月1日とする。

規 則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第24号

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項、第 8 条第 3 項、第 10 条第 3 項、第 12 条第 2 項、第 14 条第 2 項、<u>第 16 条第 3 項</u>、第 18 条第 3 項、第 20 条第 3 項、<u>第 22 条第 2 項</u>及び<u>第 23 条</u>並びに別表第 1 から別表第 9 までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>(自立訓練の基準)</p> <p><u>第 8 条</u> 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第 6</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第 6</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第 6</u>サービスの提供の項の右欄第 1 号から第 5 号までに掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(就労移行支援の基準)</p> <p><u>第 9 条</u> 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第 7</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第 7</u>の右欄のとおりとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第71号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項、第 8 条第 3 項、第 10 条第 3 項、第 12 条第 2 項、第 14 条第 2 項、<u>第 16 条第 2 項</u>、第 18 条第 3 項、第 20 条第 3 項、<u>第 22 条第 3 項</u>、<u>第 24 条第 2 項</u>及び<u>第 25 条</u>並びに別表第 1 から別表第 10 までの規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p><u>(共同生活介護の基準)</u></p> <p><u>第 8 条</u> 条例に定めるもののほか、共同生活介護に係る指定基準は、<u>別表第 6</u>のとおりとする。</p> <p>(自立訓練の基準)</p> <p><u>第 9 条</u> 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る最低基準は、<u>別表第 7</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、自立訓練に係る指定基準は、<u>別表第 7</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 自立訓練に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>別表第 7</u>サービスの提供の項の右欄第 1 号から第 5 号までに掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>(就労移行支援の基準)</p> <p><u>第 10 条</u> 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る最低基準は、<u>別表第 8</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、就労移行支援に係る指定基準は、<u>別表第 8</u>の右欄のとおりとする。</p>

<p>(就労継続支援の基準)</p> <p><u>第10条</u> 条例に定めるもののほか、就労継続支援に係る最低基準は、<u>別表第8</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、就労継続支援に係る指定基準は、<u>別表第8</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 就労継続支援に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 条例<u>別表第8</u>サービスの開始の項の右欄第1号、サービスの提供の項の右欄第1号、記録の作成及び保存の項の右欄及び事故等への対応の項の右欄に掲げる基準</p> <p>イ <u>別表第8</u>サービスの開始及び終了の項の右欄並びにサービスの提供の項の右欄第2号から第4号まで及び第7号から第12号までに掲げる基準</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>(就労継続支援の基準)</p> <p><u>第11条</u> 条例に定めるもののほか、就労継続支援に係る最低基準は、<u>別表第9</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 条例に定めるもののほか、就労継続支援に係る指定基準は、<u>別表第9</u>の右欄のとおりとする。</p> <p>3 就労継続支援に係る該当基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>ア 条例<u>別表第9</u>サービスの開始の項の右欄第1号、サービスの提供の項の右欄第1号、記録の作成及び保存の項の右欄及び事故等への対応の項の右欄に掲げる基準</p> <p>イ <u>別表第9</u>サービスの開始及び終了の項の右欄並びにサービスの提供の項の右欄第2号から第4号まで及び第7号から第12号までに掲げる基準</p> <p>(2)～(6) 略</p>
<p>(共同生活援助の基準)</p> <p><u>第11条</u> 条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、<u>別表第9</u>のとおりとする。</p>	<p>(共同生活援助の基準)</p> <p><u>第12条</u> 条例に定めるもののほか、共同生活援助に係る指定基準は、<u>別表第10</u>のとおりとする。</p>
<p>(多機能型事業所の基準)</p> <p><u>第12条</u> 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、<u>別表第10</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 多機能型事業所に係る指定基準は、<u>別表第10</u>の右欄のとおりとする。</p>	<p>(多機能型事業所の基準)</p> <p><u>第13条</u> 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援（以下「児童発達支援」という。）、同条第3項に規定する医療型児童発達支援（以下「医療型児童発達支援」という。）、同条第4項に規定する放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス」という。）及び同条第5項に規定する保育所等訪問支援のうち2種類以上の事業を一体的に行う事業所（以下「多機能型事業所」という。）に係る最低基準は、<u>別表第11</u>の中欄のとおりとする。</p> <p>2 多機能型事業所に係る指定基準は、<u>別表第11</u>の右欄のとおりとする。</p>
<p>(中山間地域の要件)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p>	<p>(中山間地域の要件)</p> <p><u>第14条</u> 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 略</p>

(経過措置)
 第2条 平成27年3月31日までの間、障害支援区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第9サービスの提供の項第35号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。
 (1)～(4) 略
 2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第9従業者の配置の項第1号(2)の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

別表第3（第5条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 略 2 前号(2)から(4)までに掲げる従業者の総数は、サービスの単位ごとに、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上とすること。 (1) (2)に掲げる利用者以外の利用者の数を、次の算式により算定した <u>平均障害支援区分</u> が4未満の場合は6で、 <u>平均障害支援区分</u> が4以上5未満の場合は5で、 <u>平均障害支援区分</u> が5以上の場合は3で、それぞれ除した数 $\{(2 \times \text{障害支援区分が区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{障害支援区分が区分3に該当する利用者$	

(経過措置)
 第2条 平成27年3月31日までの間、障害程度区分が区分4から区分6までの者であって次のいずれかに該当するものが希望する場合は、別表第6サービスの提供の項第18号の規定にかかわらず、他の指定障害福祉サービス事業者が提供する居宅介護又は重度訪問介護（第4号に掲げる者にあつては、身体介護に係る居宅介護に限る。）を利用させることができる。
 (1)～(4) 略
 2 前項の規定により居宅介護又は重度訪問介護を利用させる事業所に対する別表第6従業者の配置の項第1号(2)の規定の適用については、その数に2分の1を乗じて得た数を利用者の数とみなす。

別表第3（第5条関係）

区分	最低基準	指定基準
従業者の配置	1 略 2 前号(2)から(4)までに掲げる従業者の総数は、サービスの単位ごとに、常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上とすること。 (1) (2)に掲げる利用者以外の利用者の数を、次の算式により算定した <u>平均障害程度区分</u> が4未満の場合は6で、 <u>平均障害程度区分</u> が4以上5未満の場合は5で、 <u>平均障害程度区分</u> が5以上の場合は3で、それぞれ除した数 $\{(2 \times \text{障害程度区分が区分2に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{障害程度区分が区分3に該当する利用者$	

<p>の数) + (4 × 障害支援区分が区分4に該当する利用者の数) + (5 × 障害支援区分が区分5に該当する利用者の数) + (6 × 障害支援区分が区分6に該当する利用者の数) } ÷ 利用者の数</p> <p>(2) 略</p> <p>3～8 略</p>	<p>の数) + (4 × 障害程度区分が区分4に該当する利用者の数) + (5 × 障害程度区分が区分5に該当する利用者の数) + (6 × 障害程度区分が区分6に該当する利用者の数) } ÷ 利用者の数</p> <p>(2) 略</p> <p>3～8 略</p>
略	略

備考 略

備考 略

別表第4 (第6条関係)

別表第4 (第6条関係)

区分	指定基準	区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 障害者支援施設その他の障害者等を入所させて入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）及び当該施設の利用されていない居室を利用する事業所（以下「空床利用型事業所」という。）にあっては、短期入所の利用者が当該施設の利用者であるとした場合に必要となる人数の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、宿泊を伴う自立訓練（生活訓練）又は共同生活援助を行う施設の短期入所だけを提供する時間帯については、短期入所の利用者の数を6で除した人数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）以上とすることができる。</p> <p>2 併設事業所及び空床利用型事業所以外の事業所（以下「単独型事業所」という。）にあっては、利用者の数を6で除した人数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型若しくは共同生活援助又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスのサービスを提供する時</p>	従業者の配置	<p>1 障害者支援施設その他の障害者等を入所させて入浴、排せつ及び食事の介護等の支援を行う施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）及び当該施設の利用されていない居室を利用する事業所（以下「空床利用型事業所」という。）にあっては、短期入所の利用者が当該施設の利用者であるとした場合に必要となる人数の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、<u>共同生活介護</u>、宿泊を伴う自立訓練（生活訓練）又は共同生活援助を行う施設の短期入所だけを提供する時間帯については、短期入所の利用者の数を6で除した人数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）以上とすることができる。</p> <p>2 併設事業所及び空床利用型事業所以外の事業所（以下「単独型事業所」という。）にあっては、利用者の数を6で除した人数（1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。）以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者を置くこと。ただし、生活介護、<u>共同生活介護</u>、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型若しくは共同生活援助又は児童発達支援、医療型児童発達支援若しくは放課後等デイサービスのサービス</p>

<p>間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。</p> <p>3 略</p>
略

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援及び共同生活援助</u>を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、<u>就労継続支援及び共同生活援助</u>を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

<p>を提供する時間帯については、短期入所の利用者がこれらのサービスの利用者であるとした場合に法29条第1項又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けるために必要とされる人数としなければならない。</p> <p>3 略</p>
略

別表第5（第7条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 事業所ごとに、居宅介護等、生活介護、短期入所、<u>共同生活介護</u>、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な従業者を置くとともに、サービス提供責任者を1人以上置くこと。</p> <p>2・3 略</p>
設備	<p>居宅介護等、生活介護、短期入所、<u>共同生活介護</u>、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業者又は障害者支援施設として法第29条第1項の指定を受けるために必要な設備を有すること。</p>
略	

別表第6（第8条関係）

区分	指定基準
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>(1) 世話人 常勤換算をして利用者の数を6で除した数以上</p> <p>(2) 生活支援員 常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上</p> <p>ア 障害程度区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数</p> <p>イ 障害程度区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数</p> <p>ウ 障害程度区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数</p> <p>エ 障害程度区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数</p> <p>(3) サービス管理責任者 利用者の数が30人以下の場合にあっては1人以上、利用者の数が30人を超える場合にあっては利用者</p>

	<p>の数から30を控除した数を30で除した数 (1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。)に1を加えた人数以上</p> <p>2 共同生活介護及び共同生活援助を一体的に行う事業所に対する前号の規定の適用については、利用者の数に共同生活援助の利用者の数を加えること。また、入居定員は、共同生活援助の利用者を含めて定めること。</p> <p>3 サービス管理責任者は、知事が別に定める者をもって充てること。</p> <p>4 管理者は、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができること。</p> <p>5 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有する者であること。</p>
設備	<p>1 共同生活住居を設ける場所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域とし、かつ、障害者支援施設及び病院の敷地外とすること。</p> <p>2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。</p> <p>3 共同生活住居には、1以上のユニットを有すること。</p> <p>4 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とすること。</p>
サービス開始及び終了	<p>1 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をすること。</p> <p>2 サービスの提供は、共同生活住居への入居を必要とする者(入院治療を要する者を除く。)を対象とすること。</p> <p>3 利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。</p> <p>4 利用者が退居するときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うこと。</p> <p>5 利用者が退居するときは、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス</p>

	<p>又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>6 利用者が入居し、又は退居するときは、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告すること。</p> <p>7 サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力すること。</p> <p>8 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p> <p>9 支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</p> <p>10 支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うこと。</p>
<p>個別支援計画</p>	<p>別表第2個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。</p>
<p>サービス提供</p>	<p>1 利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めること。</p> <p>2 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>3 利用者等から費用を徴収するときは、あらかじめ利用者等に対し、その用途及び額並びに費用を徴収する理由を記載した書面を示して説明を行い、利用者等の同意を得ること。ただし、次号及び第5号に規定するサービスに係る費用の徴収については、この限りでない。</p> <p>4 介護給付費が支払われるサービスに対する</p>

対価については、基準額とすること。

- 5 介護給付費が支払われないサービスの提供に対する対価については、基準額との間に不合理な差額が生じないようにすること。
- 6 前2号に規定するもののほか、次に掲げる費用以外の費用を徴収しないこと。この場合において、(1)に掲げる費用については、法第34条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が支払われた場合は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者へ支給があったものとみなされる特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とすること。
 - (1) 家賃
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、提供される便宜に要する費用のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者等に負担させることが適当と認められるもの
- 7 前3号の費用を徴収した場合は、当該費用に係る領収証を当該利用者等に対し交付すること。
- 8 2以上の指定障害福祉サービス事業者のサービスを利用する利用者（入居前の体験的なサービスの利用者を除く。）については、それぞれの事業者へ支払う額を算定し、その額を市町村に報告するとともに、当該利用者及び他の事業者へ通知すること。入居前の体験的なサービスの利用者から依頼があったときも、同様とする。
- 9 法第29条第4項の規定により利用者へ代わって介護給付費の支払を受けた場合は、利用者等に対し、当該介護給付費の額を通知すること。
- 10 介護給付費が支払われないサービスを提供した場合は、提供したサービスの内容、徴収した費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に交付すること。
- 11 個別支援計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。また、常にサービスの改善を図ること。

12 入居前の体験的なサービスの利用を希望する者に対してサービスの提供を行う場合には、個別支援計画に基づき、当該利用者がサービスの利用を円滑に継続できるよう配慮するとともに、他の利用者の処遇に支障がないようにすること。

13 懇切丁寧にサービスを提供することを旨とし、利用者等に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うこと。

14 サービス管理責任者に、次に掲げる業務を行わせること。

(1) 他の指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、他の障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

(3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう生活介護を行う事業者等との連絡調整を行うこと。

(4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

15 利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

16 利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこと。

17 調理、洗濯その他の家事等は、利用者と同業者が共同で行うよう努めること。

18 事業所においては、利用者の負担により、従業者以外の者による介護又は家事等を利用させないこと。

19 利用者について、生活介護を行う事業所等との連絡調整及び余暇活動の支援に努めること。

- 20 障害程度区分の認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて適切な支援を行うこと。
- 21 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めること。
- 22 管理者に、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わせ、当該事業所の従業者に法令、条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わせること。
- 23 事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- 24 前号の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。
- 25 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。ただし、業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 26 前号ただし書の規定により生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録すること。
- 27 従業者の資質の向上のための研修の機会を確保すること。
- 28 利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連携等の適切な支援体制を確保すること。
- 29 共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させないこと。ただし、災害の発生、虐待を受けた者の保護その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- 30 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておくこと。また、協力歯科医療機関を定めておくよう努めること。
- 31 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者

	<p>のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。</p> <p>32 サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めること。また、広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしなないこと。</p> <p>33 他の事業者又はその従業者に対し、利用者等に当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないこと。また、他の事業者又はその従業者から、利用者等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないこと。</p> <p>34 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業の会計をその他の事業の会計と区分すること。</p> <p>35 事業の運営に当たっては、地域住民による自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めること。</p> <p>36 サービスを受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知すること。</p> <p>(1) 正当な理由なくサービスの利用に関する指示に従わないことにより、障がいの状態等を悪化させたと認められるとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p>37 利用者の使用する設備について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うこと。</p> <p>38 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p>
記録の作成及び保存	<p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第36号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>2 条例別表第6記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p>

(1) 決算書類 30年間
(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間
(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間

事故等への対応
別表第1事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

備考 この表において「利用者の数」とは、前年度においてサービスを利用した者の1日の平均の人数（新規に事業を開始する場合は、その推定数）をいう。

別表第6（第8条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員は、次のとおりとすること。 (1) 略 (2) 宿泊型自立訓練と宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）とを併せて行う事業所は、宿泊型自立訓練の利用定員を10人以上、宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員を20人以上（第13条に規定する地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上） (3) (1)及び(2)に掲げる事業所以外の事業所は、20人以上（第13条に規定する地域にお	

別表第7（第9条関係）

区分	最低基準	指定基準
略		
設備	1 利用定員は、次のとおりとすること。 (1) 略 (2) 宿泊型自立訓練と宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）とを併せて行う事業所は、宿泊型自立訓練の利用定員を10人以上、宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員を20人以上（第14条に規定する地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上） (3) (1)及び(2)に掲げる事業所以外の事業所は、20人以上（第14条に規定する地域にお	

<p>いて事業を行う事業所にあつては、10人以上)</p> <p>2 略</p> <p>3 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合は、<u>条例別表第6</u>設備の項第2号に規定する設備の一部を設けないことができること。また、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができること。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 宿泊型自立訓練を行う事業所は、<u>条例別表第6</u>設備の項第2号に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えること。</p> <p>9～12 略</p>	<p>いて事業を行う事業所にあつては、10人以上)</p> <p>2 略</p> <p>3 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合は、<u>条例別表第7</u>設備の項第2号に規定する設備の一部を設けないことができること。また、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は、訓練・作業室を設けないことができること。</p> <p>4～7 略</p> <p>8 宿泊型自立訓練を行う事業所は、<u>条例別表第7</u>設備の項第2号に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えること。</p> <p>9～12 略</p>																								
略																									
<p>記 1 略</p> <p>録 2 <u>条例別表第6</u>記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。(1)～(3) 略</p>	<p>1 <u>条例別表第6</u>サービスの提供の項の右欄第1号の記録は5年間保存すること。</p> <p>2 略</p>																								
略																									
備考 略																									
別表第7 (第9条関係) 略																									
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">最低基準</th> <th style="width: 50%;">指定基準</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>1～4 略</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 他の社会福祉施設</td> <td>2 <u>条例別表第7</u>設備</td> </tr> </table>	区 分	最低基準	指定基準	略			設 備	1～4 略	1 略		5 他の社会福祉施設	2 <u>条例別表第7</u> 設備	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 10%;">区 分</th> <th style="width: 40%;">最低基準</th> <th style="width: 50%;">指定基準</th> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>設 備</td> <td>1～4 略</td> <td>1 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5 他の社会福祉施設</td> <td>2 <u>条例別表第8</u>設備</td> </tr> </table>	区 分	最低基準	指定基準	略			設 備	1～4 略	1 略		5 他の社会福祉施設	2 <u>条例別表第8</u> 設備
区 分	最低基準	指定基準																							
略																									
設 備	1～4 略	1 略																							
	5 他の社会福祉施設	2 <u>条例別表第7</u> 設備																							
区 分	最低基準	指定基準																							
略																									
設 備	1～4 略	1 略																							
	5 他の社会福祉施設	2 <u>条例別表第8</u> 設備																							

	等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、 <u>条例別表第7</u> 設備の項の中欄第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。 6・7 略	の項の中欄第2号に規定する設備の全てを設けること。		等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、 <u>条例別表第8</u> 設備の項の中欄第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。 6・7 略	の項の中欄第2号に規定する設備の全てを設けること。
略			略		
個別支援計画	別表第6個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。		個別支援計画	別表第7個別支援計画の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。	
略			略		
記録及び保存	1 略 2 <u>条例別表第7</u> 記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	1 <u>条例別表第7</u> サービスの提供の項の右欄第1号の記録は、5年間保存すること。 2 略	記録及び保存	1 略 2 <u>条例別表第8</u> 記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	1 <u>条例別表第8</u> サービスの提供の項の右欄第1号の記録は、5年間保存すること。 2 略
略			略		
備考 略			備考 略		
別表第8 (第10条関係)			別表第9 (第11条関係)		
区分	最低基準	指定基準	区分	最低基準	指定基準
略			略		
設備	1～5 略 6 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、 <u>条例別表第8</u> 設	備の項の中欄第2号に規定する設備を設けること。	設備	1～5 略 6 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより事業の効果的な運営をすることができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、 <u>条例別表第9</u> 設	備の項の中欄第2号に規定する設備を設けること。

備の項の中欄第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。 7・8 略		備の項の中欄第2号に掲げる設備の一部を設けないことができること。 7・8 略	
略		略	
記	1 略	1 条例別表第8サービスの提供の項の右	1 条例別表第9サービスの提供の項の右
録	2 条例別表第8記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。 (1)～(3) 略	欄第1号の記録は、5年間保存すること。 2 略	欄第1号の記録は、5年間保存すること。 2 略
の			
作			
成			
及			
び			
保			
存			
略		略	
備考 略		備考 略	
別表第9 (第11条関係)		別表第10 (第12条関係)	
区	指定基準		
分			
従	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数 (外部サービス利用型事業所にあつては、(1)及び(3)に定める人数) とすること。	従	1 従業者の人数は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。
業	(1) 世話人 常勤換算をして利用者の数を6で除した数以上	業	(1) 世話人 常勤換算をして利用者の数を10で除した数以上
者	(2) 生活支援員 常勤換算をして次に掲げる数を合計した人数以上	の	
の	ア 障害支援区分が区分3に該当する利用者の数を9で除した数	配	
配	イ 障害支援区分が区分4に該当する利用者の数を6で除した数	置	
置	ウ 障害支援区分が区分5に該当する利用者の数を4で除した数		
	エ 障害支援区分が区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数		
	(3) サービス管理責任者 利用者の数が30以下の場合にあつては1以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数 (1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。) に1を加えた人数以上		(2) サービス管理責任者 利用者の数が30以下の場合にあつては1以上、30人を超える場合にあつては利用者の数から30を控除した数を30で除した数 (1未満の端数があるときは、それを切り上げるものとする。) に1を加えた人数以上
	2～4 略		2～4 略
設		設	別表第6設備の項に掲げる基準を満たすこ

<p>備</p> <p>1 共同生活住居を設ける場所は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域とし、かつ、障害者支援施設及び病院の敷地外とすること。</p> <p>2 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。</p> <p>3 共同生活住居には、1以上のユニットを有すること。</p> <p>4 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とすること。</p>	<p>備と。</p>
<p>サービス開始及び終了</p> <p>1 社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者の障がいの特性に応じた適切な配慮をすること。</p> <p>2 サービスの提供は、共同生活住居への入居を必要とする者（入院治療を要する者を除く。）を対象とすること。</p> <p>3 利用申込者が入居するときは、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めること。</p> <p>4 利用者が退居するときは、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うこと。</p> <p>5 利用者が退居するときは、利用者に対し適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めること。</p> <p>6 利用者が入居し、又は退居するときは、当該事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載するとともに、遅滞なく市町村に対し報告すること。</p> <p>7 サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力すること。</p> <p>8 サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認すること。</p>	<p>サービス開始及び終了</p> <p>別表第6サービスの開始及び終了の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

<p>9 <u>支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うこと。</u></p> <p>10 <u>支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行うこと。</u></p>	
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>サ 1～15 略</p> <p>一 16 <u>利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこと。</u></p> <p>の 17 <u>障害支援区分の認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する</u> 提 手続について、その者又はその家族において 供 行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて適切な支援を行うこと。</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p> <p>31 略</p> <p>32 略</p> <p>33 <u>利用者について、生活介護を行う事業所等との連絡調整及び余暇活動の支援に努めること。</u></p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 略</p> <p>37 略</p> <p>38 <u>事業所ごとに、当該事業所の従業者（外部サービス利用型事業所にあつては、サービスの提供を委託した指定居宅介護サービス事業者（以下「受託事業者」という。）の従業者を含む。）によってサービスを提供するこ</u></p>	<p>サ 1～15 略</p> <p>一 16 <u>障害程度区分の認定の申請等、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する</u> の 手続について、その者又はその家族において 提 行うことが困難である場合は、当該利用者の意思を踏まえて適切な支援を行うこと。</p> <p>17 略</p> <p>18 略</p> <p>19 略</p> <p>20 略</p> <p>21 略</p> <p>22 略</p> <p>23 略</p> <p>24 略</p> <p>25 略</p> <p>26 略</p> <p>27 略</p> <p>28 略</p> <p>29 略</p> <p>30 略</p> <p>31 略</p> <p>32 略</p> <p>33 略</p> <p>34 略</p> <p>35 略</p> <p>36 <u>事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供すること。</u></p>

<p>と。</p> <p>39 略</p> <p>40 外部サービス利用型事業所においては、個別支援計画に基づき、受託事業者により適切かつ円滑にサービスが提供されるよう、必要な措置を講ずること。</p> <p>41 外部サービス利用型事業所においては、受託事業者がサービスを提供した場合にあっては、その日時、時間、具体的な内容等を文書により報告させること。</p> <p>42 外部サービス利用型事業所における受託事業者との契約は、事業所ごとに文書により締結すること。</p> <p>43 外部サービス利用型事業所においては、受託事業者の業務について必要な管理及び指揮命令を行うとともに、受託事業者が行うサービスの実施状況を定期的に確認し、その結果を記録すること。</p>	<p>37 略</p>												
<p>記録の作成及び保存</p> <p>1 次に掲げる記録を整備すること。</p> <p>(1) 条例別表第1事故等への対応の項第3号及び第5号の記録</p> <p>(2) サービスの提供の項第28号の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>(3) サービスの提供の項第43号の規定による受託事業者のサービスの実施状況の確認の結果に係る記録</p> <p>2 条例別表第9記録の作成及び保存の項に規定する記録及び前号の記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。</p> <p>(1) 決算書類 30年間</p> <p>(2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の記録 5年間</p>	<p>記録の作成及び保存</p> <p>別表第6記録の作成及び保存の項に掲げる基準を満たすこと。</p>												
<p>略</p>	<p>略</p>												
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>												
<p>別表第10 (第12条関係)</p>	<p>別表第11 (第13条関係)</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>最低基準</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業</td> <td>1 一体的に行う事業に応じ、条例別表第</td> <td>一体的に行う事業に応じ、別表第6従業者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	従業	1 一体的に行う事業に応じ、条例別表第	一体的に行う事業に応じ、別表第6従業者	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>最低基準</th> <th>指定基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業</td> <td>1 一体的に行う事業に応じ、条例別表第</td> <td>一体的に行う事業に応じ、別表第7従業者</td> </tr> </tbody> </table>	区分	最低基準	指定基準	従業	1 一体的に行う事業に応じ、条例別表第	一体的に行う事業に応じ、別表第7従業者
区分	最低基準	指定基準											
従業	1 一体的に行う事業に応じ、条例別表第	一体的に行う事業に応じ、別表第6従業者											
区分	最低基準	指定基準											
従業	1 一体的に行う事業に応じ、条例別表第	一体的に行う事業に応じ、別表第7従業者											

<p>者 の 配 置</p>	<p>3 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第6</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄及び<u>条例別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄並びに別表第3 従業者の配置の項中欄、<u>別表第6</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄及び別表第8 従業者の配置の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 2～4 略</p>	<p>の配置の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>者 の 配 置</p>	<p>3 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>条例別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄及び<u>条例別表第9</u> 従業者の配置の項の中欄並びに別表第3 従業者の配置の項中欄、<u>別表第7</u> 従業者の配置の項の中欄、<u>別表第8</u> 従業者の配置の項の中欄及び別表第9 従業者の配置の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 2～4 略</p>	<p>の配置の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>
<p>設 備</p>	<p>1 一体的に行う事業に応じ、<u>条例別表第3</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第6</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 設備の項の中欄及び<u>条例別表第8</u> 設備の項の中欄並びに別表第3 設備の項の中欄、<u>別表第6</u> 設備の項の中欄、<u>別表第7</u> 設備の項の中欄及び別表第8 設備の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 2 前号の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練以外のそれぞれの事業の利用定員の合計が20人以上（<u>第13条</u>に規定する地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上）である多機能型事業所は、次に掲げる事業の利用定員をそれぞれ定め</p>	<p>一体的に行う事業に応じ、<u>別表第7</u> 設備の項の右欄及び<u>別表第8</u> 設備の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>	<p>設 備</p>	<p>1 一体的に行う事業に応じ、<u>条例別表第3</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第7</u> 設備の項の中欄、<u>条例別表第8</u> 設備の項の中欄及び<u>条例別表第9</u> 設備の項の中欄並びに別表第3 設備の項の中欄、<u>別表第7</u> 設備の項の中欄、<u>別表第8</u> 設備の項の中欄及び別表第9 設備の項の中欄に掲げる基準を満たすこと。 2 前号の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練以外のそれぞれの事業の利用定員の合計が20人以上（<u>第14条</u>に規定する地域において事業を行う事業所にあつては、10人以上）である多機能型事業所は、次に掲げる事業の利用定員をそれぞれ定め</p>	<p>一体的に行う事業に応じ、<u>別表第8</u> 設備の項の右欄及び<u>別表第9</u> 設備の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。</p>

<p>る人数とすることが できること。</p> <p>(1) 生活介護 6 人以上 (<u>第13条</u>に 規定する地域にお いて事業を行う事 業所にあつては、 1人以上)</p> <p>(2) 宿泊型自立訓 練以外の自立訓練 6人以上 (<u>第13</u> <u>条</u>に規定する地域 において事業を行 う事業所にあつて は、1人以上)</p> <p>(3) 就労移行支援 (認定就労移行支 援事業所において 行うものを除 く。) 6人以上 (<u>第13条</u>に規定す る地域において事 業を行う事業所に あつては、1人以 上)</p> <p>(4) 就労継続支援 B型 10人以上 (<u>第13条</u>に規定す る地域において事 業を行う事業所に あつては、1人以 上)</p> <p>3・4 略</p>	<p>一体的に行う事業に 一 応じ、<u>条例別表第3</u>サ ービスの開始の項の中 ス 欄、<u>条例別表第6</u>サー ビスの開始の項の中 開 欄、<u>条例別表第7</u>サー ビスの開始の項の中欄 及 及び<u>条例別表第8</u>サー ビスの開始の項の中欄 終 に掲げる基準を満たす 了 こと。</p> <p>一体的に行う事業に 一 応じ、<u>条例別表第3</u>サ ービスの開始の項の右 ス 欄、<u>条例別表第6</u>サー ビスの開始の項の右 開 欄、<u>条例別表第7</u>サー ビスの開始の項の右欄 及 及び<u>条例別表第8</u>サー ビスの開始の項の右欄 並 並びに別表第1サー ビスの開始の項の右欄及 び別表第8サービスの</p>	<p>る人数とすることが できること。</p> <p>(1) 生活介護 6 人以上 (<u>第14条</u>に 規定する地域にお いて事業を行う事 業所にあつては、 1人以上)</p> <p>(2) 宿泊型自立訓 練以外の自立訓練 6人以上 (<u>第14</u> <u>条</u>に規定する地域 において事業を行 う事業所にあつて は、1人以上)</p> <p>(3) 就労移行支援 (認定就労移行支 援事業所において 行うものを除 く。) 6人以上 (<u>第14条</u>に規定す る地域において事 業を行う事業所に あつては、1人以 上)</p> <p>(4) 就労継続支援 B型 10人以上 (<u>第14条</u>に規定す る地域において事 業を行う事業所に あつては、1人以 上)</p> <p>3・4 略</p>	<p>一体的に行う事業に 一 応じ、<u>条例別表第3</u>サ ービスの開始の項の右 ス 欄、<u>条例別表第7</u>サー ビスの開始の項の右 開 欄、<u>条例別表第8</u>サー ビスの開始の項の右欄 及 及び<u>条例別表第9</u>サー ビスの開始の項の右欄 終 に掲げる基準を満たす 了 こと。</p> <p>一体的に行う事業に 一 応じ、<u>条例別表第3</u>サ ービスの開始の項の右 ス 欄、<u>条例別表第7</u>サー ビスの開始の項の右 開 欄、<u>条例別表第8</u>サー ビスの開始の項の右欄 及 及び<u>条例別表第9</u>サー ビスの開始の項の右欄 並 並びに別表第1サー ビスの開始の項の右欄及 び別表第9サービスの</p>
--	---	--	---

		開始の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。			開始の項の右欄に掲げる基準を満たすこと。
個別支援計画	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第2個別支援計画の項の中欄並びに別表第2個別支援計画の項の中欄及び別表第6個別支援計画の項の中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。		個別支援計画	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第2個別支援計画の項の中欄並びに別表第2個別支援計画の項の中欄及び別表第7個別支援計画の項の中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	
サービス提供	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3サービスの提供の項の中欄、条例別表第6サービスの提供の項の中欄、条例別表第7サービスの提供の項の中欄及び条例別表第8サービスの提供の項の中欄</u> 並びに別表第3サービスの提供の項の中欄、 <u>別表第6サービスの提供の項の中欄、別表第7サービスの提供の項の中欄及び別表第8サービスの提供の項の中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3サービスの提供の項の右欄、条例別表第6サービスの提供の項の右欄、条例別表第7サービスの提供の項の右欄及び条例別表第8サービスの提供の項の右欄</u> 並びに別表第3サービスの提供の項の右欄、 <u>別表第6サービスの提供の項の右欄、別表第7サービスの提供の項の右欄及び別表第8サービスの提供の項の右欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	サービス提供	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3サービスの提供の項の中欄、条例別表第7サービスの提供の項の中欄、条例別表第8サービスの提供の項の中欄及び条例別表第9サービスの提供の項の中欄</u> 並びに別表第3サービスの提供の項の中欄、 <u>別表第7サービスの提供の項の中欄、別表第8サービスの提供の項の中欄及び別表第9サービスの提供の項の中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3サービスの提供の項の右欄、条例別表第7サービスの提供の項の右欄、条例別表第8サービスの提供の項の右欄及び条例別表第9サービスの提供の項の右欄</u> 並びに別表第3サービスの提供の項の右欄、 <u>別表第7サービスの提供の項の右欄、別表第8サービスの提供の項の右欄及び別表第9サービスの提供の項の右欄</u> に掲げる基準を満たすこと。
記録の作成及び保存	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第6記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄及び条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄</u> 並びに別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、 <u>別表第6記録の作成及び保存の項の中欄、別表第7記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第8記録の作成及び保存の項の中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第6記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の右欄及び条例別表第8記録の作成及び保存の項の右欄</u> 並びに別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、 <u>別表第6記録の作成及び保存の項の右欄、別表第7記録の作成及び保存の項の右欄及び別表第8記録の作成及び保存の項の右欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	記録の作成及び保存	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の中欄、条例別表第8記録の作成及び保存の項の中欄及び条例別表第9記録の作成及び保存の項の中欄</u> 並びに別表第3記録の作成及び保存の項の中欄、 <u>別表第7記録の作成及び保存の項の中欄、別表第8記録の作成及び保存の項の中欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の中欄</u> に掲げる基準を満たすこと。	一体的に行う事業に応じ、 <u>条例別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第7記録の作成及び保存の項の右欄、条例別表第8記録の作成及び保存の項の右欄及び条例別表第9記録の作成及び保存の項の右欄</u> 並びに別表第3記録の作成及び保存の項の右欄、 <u>別表第7記録の作成及び保存の項の右欄、別表第8記録の作成及び保存の項の右欄及び別表第9記録の作成及び保存の項の右欄</u> に掲げる基準を満たすこと。

存の項の中欄に掲げる 基準を満たすこと。	存の項の右欄に掲げる 基準を満たすこと。	存の項の中欄に掲げる 基準を満たすこと。	存の項の右欄に掲げる 基準を満たすこと。
略		略	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前から引き続き指定障害福祉サービスのうち共同生活援助を行っている事業所に対する改正後の鳥取県障害福祉サービス事業に関する条例施行規則別表第9 従業者の配置の項第1号の規定の適用については、当分の間、同号(1)中「6」とあるのは、「10」とする。

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第25号

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県障害者支援施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前					
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）					
区分	最低基準	区分	最低基準				
従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう障がいの程度に応じて利用者を1人又は複数に区分したものをいう。以下同じ。）ごとに、<u>常勤換算をして、次に掲げる数を合計した人数以上で、そのうち看護職員及び生活支援員をそれぞれ1人以上。ただし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービスの単位ごとに理学療法士又は作業療法士を必要な人数含まなければならない。</u></p>	従業者の配置	<p>1 従業者の人数は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 生活介護を行う場合は、次に掲げる従業者ごとにそれぞれに定める人数とすること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 サービスの単位（サービスを同時に一体的に提供できるよう<u>利用者の障がいの程度に応じて1人又は複数に区分した利用者の単位</u>をいう。以下同じ。）ごとに、<u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、常勤換算をして同表の右欄に定める人数を合計した人数以上で、そのうち看護職員及び生活支援員をそれぞれ1人以上。ただし、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、サービスの単位ごとに理学療法士又は作業療法士を必要な人数含まなければならない。</u></p>				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 平均障害程度区分（障がいの程度を表わすために知事が別に定めるところにより算定した数値を</td> <td>6人につき1人</td> </tr> </tbody> </table>		区分	人数	(ア) 平均障害程度区分（障がいの程度を表わすために知事が別に定めるところにより算定した数値を	6人につき1人
区分	人数						
(ア) 平均障害程度区分（障がいの程度を表わすために知事が別に定めるところにより算定した数値を	6人につき1人						

	<p>(ア) (イ)に掲げる利用者以外の利用者の数を、次の算式により算定した平均障害支援区分が4未満の場合は6で、平均障害支援区分が4以上5未満の場合は5で、平均障害支援区分が5以上の場合は3で、それぞれ除した数</p> $\frac{\{(2 \times \text{障害支援区分が区分} 2 \text{に該当する利用者の数}) + (3 \times \text{障害支援区分が区分} 3 \text{に該当する利用者の数}) + (4 \times \text{障害支援区分が区分} 4 \text{に該当する利用者の数}) + (5 \times \text{障害支援区分が区分} 5 \text{に該当する利用者の数}) + (6 \times \text{障害支援区分が区分} 6 \text{に該当する利用者の数})\}}{\text{利用者の数}}$ <p>(イ) 知事が別に定める利用者の数を10で除した数</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～11 略</p>		<p>いう。以下同じ。)が4未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)</p> <table border="1" data-bbox="997 347 1372 757"> <tr> <td>(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)</td> <td>5人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 平均障害程度区分が5以上の利用者((エ)に掲げる者を除く。)</td> <td>3人につき1人</td> </tr> <tr> <td>(エ) 知事が別に定める利用者</td> <td>10人につき1人</td> </tr> </table> <p>ウ 略</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2～11 略</p>	(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	5人につき1人	(ウ) 平均障害程度区分が5以上の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	3人につき1人	(エ) 知事が別に定める利用者	10人につき1人
(イ) 平均障害程度区分が4以上5未満の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	5人につき1人								
(ウ) 平均障害程度区分が5以上の利用者((エ)に掲げる者を除く。)	3人につき1人								
(エ) 知事が別に定める利用者	10人につき1人								
<p>略</p> <p>サービスの提供</p>	<p>1～22 略</p> <p>23 前2号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以</p>	<p>略</p> <p>サービスの提供</p>	<p>1～22 略</p> <p>23 前2号の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第34条に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同</p>						

下同じ。) 、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めること。 24～45 略
略

じ。) 、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めること。 24～45 略
略

別表第2 (第3条関係)

区分	指定基準
略	
個別支援計画	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合には、少なくとも3月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。
略	

別表第2 (第3条関係)

区分	指定基準
略	
個別支援計画	自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、 <u>就労移行支援又は就労継続支援B型</u> を提供する場合には、少なくとも3月に1回以上個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行うこと。
略	

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。